

一関市議会 産業建設常任委員会 記録

会議年月日	令和6年11月25日(月)			
会議時間	開会	午後2時01分	閉会	午後2時42分
場 所	第3委員会室			
出席委員	委員長 小野寺 道 雄		副委員長 佐 藤 敬一郎	
	委 員 齋 藤 禎 弘		委 員 猪 股 晃	
	委 員 岡 田 もとみ		委 員 小 山 雄 幸	
	委 員 千 田 恭 平		委 員 佐 藤 浩	
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 なし			
事務局職員	伊藤主任主事			
紹介議員	なし			
出席説明員	伊東上下水道部長併任上下水道部長、小野寺経営総務課長、佐藤水道課長、熊谷水道経営係長、米田総務係長、三浦主任主事			
参考人	なし			
本日の会議に付した事件	所管事務調査 ・水道メーターの隔月検針の導入について ・その他			
議事の経過	別紙のとおり			

産業建設常任委員会記録

令和6年11月25日

(開会 午後2時01分)

委員長 : ただいまの出席委員は8名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の委員会を開会します。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので御了承願います。

お諮りいたします。

本日の所管事務調査に当たり、当局から上下水道部長の出席を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議がありませんので、議長を通じて上下水道部長の出席を求めることといたします。暫時休憩します。

(休憩 14:02~14:02)

委員長 : 再開します。

それでは、これより所管事務調査を行います。

初めに、当局より説明を求めます。

伊東上下水道部長。

上下水道部長 : それでは本日の常任委員会の協議事項であります、水道メーターの隔月検針の導入について説明をいたします。

資料を御覧いただきたいと思えます。

まず、この隔月検針を導入する目的であります。水道メーターのうち、口径13ミリメートル、それから20ミリメートルのものにつきまして、検針頻度を月1回から2か月に1回とする隔月検針を導入することで、業務委託料などの経費節減を図ることが目的であります。

2の概要でございます。

この隔月検針の導入につきましては、令和5年10月16日付で、水道事業経営審議会から、メーターの検針方法について、隔月検針の導入を検討されたいとの答申を受けまして、検討していたものであります。

令和7年4月使用分から、水道メーターのうち、先ほど申し上げました2つの口径のものにつきまして、隔月検針とするものであります。

なお、検針は隔月といたしますが、水道料金の請求は、これまでどおり毎月の請求とします。

2か月ごとに検針を行いまして、計量した使用水量を、隔月で均等にするということ

で1か月単位の請求とするものであります。

また水道メーターの口径が25ミリメートル以上のものにつきましては、これまでどおり、毎月検針し、毎月請求といたします。

3の隔月検針のメリットとデメリットであります。

まずメリットであります。水道事業にとっては、検針員の延べ人数を現在より少なくできるということで、業務委託料が削減できます。

それからデメリットであります。料金システムの改修、それから業務サイクルの変更といったようなことが伴います。

また、お客様にあつては、検針員による宅内漏水の発見が遅れる場合があるということ、デメリットとして挙げております。

毎月請求につきましては、納入通知書の郵送料、口座振替手数料の負担は従来どおりとなります。

それから、お客様にとっても、2か月使用水量に変動がなければ、従来どおりの料金負担となるということであります。

4の毎月検針との検針費用の比較であります。現在この検針業務も含めまして、料金徴収等業務委託ということで、主に窓口対応などにつきまして、フジ地中情報・一関市水道工事業協同組合共同企業体に委託しております。

委託期間は今年度までであります。

検針員の人数は83人となっております。

委託内容は先ほど申し上げました、検針を含む窓口業務全般を委託しております。

検針委託料に係る削減額であります。契約件数のうち、小口径メーターが約95%を占めておりますので、それらを隔月検針とした場合、年間の検針件数が約47.5%、約半分になると見込んでおります。

それから隔月検針に伴う委託料の削減見込額ですが、現在4,926万円ほどの検針であります。隔月検針にいたしますと2,955万円ほどとなりまして、削減見込額は1,970万円ほどを見込んでおります。

このほか、ハンディーターミナルのプリンターでありますとか、検針票用のロール紙などの消耗品類の削減も355万円ほど見込めるという試算をしております。

次の右側のページになりますが、水道メーターの用途別口径別集計表であります。

先ほど申し上げましたとおり、13ミリメートル、20ミリメートルにつきましては、合計で4万121件でありまして、25ミリメートルから100ミリメートルの1,881件に対して、95%を占めているという状況になっております。

5の検針と支払いのスケジュールであります。令和7年分ということで御覧いただければと思います。

検針につきましては、地区を2つに分けて、偶数月に検針するA地区、奇数月に検針するB地区の2地区に分けて行いますが、A地区の表を御覧いただきたいと思っております。

上が水量、真ん中の検針の有無、そして請求月・請求額という表の構成になっておりまして、A地区では4月、5月分の水量を6月に検針をいたしまして、請求は6月と7月に行う。

この6月、7月に2か月分の、それぞれ2分の1ずつに均等にして請求するといった

サイクルでまいります。

同じくB地区につきましては、5月、6月分を7月に検針し、7月、8月に料金を請求するといったような流れになってまいります。

最後に、市民への周知についてでありますけれども、令和7年2月下旬発行予定の市の広報3月号に、この内容を掲載予定でありますし、3月の水道メーター検針時、3月1日から3月10日になりますが、この間に周知チラシを各戸に配布をいたします。

また、市の公式ホームページですとか、報道機関への情報提供といったようなことで周知に努めてまいりたいと思います。

なお、こちらにつきましては、市の水道給水条例に検針の規定がございますので、その一部改正について、提案をする予定となっております。

説明は以上でございます。

委員長 : これより質疑を行います。

千田委員。

千田委員 : 目的については、経費節減ということで了解をいたしました。

まずはこのA地区、B地区の区分はどのようにして区分されるのかお伺いします。

委員長 : 伊東上下水道部長。

上下水道部長 : A地区が一関地域になります。

それ以外の地域がB地区ということになります。

委員長 : 千田委員。

千田委員 : 分かりました。

2か月に1回の検針になるわけですが、検針した後、例えばこの表でいうとA地区の4月、5月分を6月に検針して、そして6月と7月に検針した月の2分の1の量を請求するということですから、そうすると6月、7月にはそれぞれの月に使用料の通知が来るわけですか。

委員長 : 伊東上下水道部長。

上下水道部長 : はい、通知いたします。

委員長 : 千田委員。

千田委員 : その場合の金額、使用量も全く同じ量、同じ金額になるわけですか。

委員長 : 伊東上下水道部長。

上下水道部長：そのとおりでございます。

委員長：千田委員。

千田委員：そうすると水道を使用する方にとってのデメリットというのは、例えば4月、5月のそれぞれの月の具体的な水量は分からないということが一つと、それからもう一つは漏水があった場合には、発見が遅れることがある。

この2点だけというように考えていいですか。

委員長：伊東上下水道部長。

上下水道部長：千田委員がおっしゃるとおり、隔月の水量につきましては、ちょっと分からなくなります。

それから漏水の発見でございますが、検針員が発見するというのは、メーターを検針した際に、どうも前より多い、極端に多いというようなことで、漏水しているのではないのでしょうかという連絡を、使用されている方に御連絡するのが発見ということになります。

これがきっかけということで、直接的に検針員が漏水をこの場所だというように確定することではございませんので、漏水の恐れがあるのではないかという問い合わせを使用者の方にするのが若干遅れるという意味であります。

委員長：千田委員。

千田委員：私ごとですが、私の家でも漏水がございまして、それで水道の使用量が通常よりも倍以上あったという、その通知書を見てメーターを見て、その状況を見て水道局の方に連絡をして、そして業者を呼んで直したという経過があるのですが、やはり検針員の方が気を利かせてそういう連絡をいただければ早いのですが、そうではなくて、あくまでも通知書を見て本人が気がつかないとなかなか漏水というのは分からないのです。

ですから、そういう点でちょっと気づくのに時間がかかる、場合によっては極端な話2か月ぐらい気がつかないということもあるのかと思うのですが、これについての対策は考えているのでしょうか。

委員長：伊東上下水道部長。

上下水道部長：そういった恐れが多分にあると思っておりますので、今回周知のチラシを3月の検針時に各戸に配布をいたしますが、皆さんでできるメーターの確認方法といったようなものを情報として掲載して、それぞれ使用者の方にもメーターを気にしていただくような内容のチラシにしたいと思っておりますし、その1回に限らず、定期的に同じようにメーターの数値を御自身で確認する方法について、お知らせをしていきたいというよ

うに思います。

委員長：千田委員。

千田委員：そこをぜひお願いしたいと思っているので、分かりやすい形で、自分でできる点検方法の周知をお願いしたいと思います。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：令和5年度の水道事業経営審議会から検討されたいという答申を受けたそうですが、その審議会の中で、ほかにこのような答申はあるのですか。

委員長：伊東上下水道部長。

上下水道部長：令和5年10月の経営審議会からの答申につきましては、水道事業の健全経営についてということで答申をいただいております。3つございます。

まずメーターの検針方法の隔月検針の導入の検討、2つ目は口座振替の促進により納付に係る費用負担について検討されたい、3つ目はスマートメーターなど新技術やDXの取組について検討されたいという3つの項目を答申いただいたところであります。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：この3つのうち今回は隔月検針の導入ということだけれども、ほかの2つについては検討されているのですか。

委員長：伊東上下水道部長。

上下水道部長：検討しております。

まず口座振替につきましては、この答申を受ける以前から検討しておりますし、また推進を促進しているところであります。

それからスマートメーターなどの新技術であります。こちらはまだ情報収集の段階ではございますけれども、導入できないかとか、あとは費用面につきまして現在比較検討ですとか技術的に可能かどうかといったような検討をしている最中でありまして。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：今回は隔月検針にしたいということですが、漏水等を確認するとなるとそのくらの、これが3か月とか4か月だとますます遅れるから2か月がいい、隔月でというようなお話だと思うのですが、その他の経費削減について、例えばロール紙などは113万円ぐらいですけれども、今電気料も各家庭に検針票はきませんよね。

そういった意味で、例えばそういったことも検討の中身にあるのですか。

委員長：伊東上下水道部長。

上下水道部長：今回隔月検針に伴っての見直しにつきましては、まず委託料の削減でありますし、それからかかる経費として、先ほど申しあげましたプリンターでありますとかロール紙とそういったところで想定をしております。

それ以外の削減ができるかどうかはまだ分からないところでありますが、いずれこれに限らず経費につきましては常に見直しという姿勢でいるつもりであります。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：水道に関して、現在は、委託先は共同体でやっているということではありますが、こういったことによって経費が削減されるということであるならば、その委託先に対しても、今後新たに募集中か入札をかけるのでしようけれども、こういう状況であるということをお事前にやはり言うておかなければいけない、示しておかなければいけないと思うのですけれども、このフジ地中情報・一関市水道工事業協同組合共同企業体が参加しているかどうか分からないけれども、そういった状況を示しておかなければうまくないのではないのかと思うのですが、その辺どういう状況でしょうか。

委員長：伊東上下水道部長。

上下水道部長：現在の委託期間が今年度までということでございまして、来年度以降の委託は向こう5年間となりますが、その委託につきましては年度当初にプロポーザルの形式で事業者の募集を行いました。

その業務の水準書という業務仕様書につながる、ここは必ずやっていただきたい、こういうやり方でやっていただきたいという業務の水準書を示した上で、プロポーザルへの参加をいただいたところであります。

その水準書には隔月検針の内容を盛り込んだ上でプロポーザルを行ったということでございます。

委員長：猪股委員。

猪股委員：私はこの方向性については賛同するものです。

参考にお聞きしたいのですけれども、ほかの市町村はこのような隔月検針というのが主流になってきているものなのかどうか、確認です。

委員長：伊東上下水道部長。

上下水道部長：主流になってきているかどうかまでははっきりとは申しあげられないのですが、

岩手県内では隔月検針をしている市と町は4つでございます。

それから近隣の宮城県では栗原市ですとか、丸森町また仙台市など計7つの市と町ということになっておりまして、絶対的な数とすればまだ毎月検針のほうが多いという状況ではございます。

委員長： 猪股委員。

猪股委員：これも参考にお聞きしたい部分ですけれども、検針員の数が83名ということでございますが、向こうの都合まで把握しているかどうか分かりませんが、検針員の確保という部分については、受託者側の状況はどのようになっているか教えていただきたいです。

委員長： 伊東上下水道部長。

上下水道部長：先ほどプロポーザルのお話をいたしました、プロポーザルに参加した事業者からは隔月検針はできますということで提案をいただいております、検針員の確保につきましても、やはり非常にウエートのある部分だということで提案をいただいております。

検針員の皆さんの年齢層でありますとか、実際に行っている地域については、様々な状況のようであります。

それで実際にこの条例改正が終わって、可決をいただいた後に正式に隔月検針ということで導入を決定することになりますので、その後に受託候補者のほうで現在の検針員の方々へ、引き続きやっていただけますかという確認ですとか、それから業務の変更についてのお話をするという予定と伺っているところであります。

委員長： 猪股委員。

猪股委員：検針員の確保の部分なぜ聞いたかという、こちら側にとってはメリットなのでしょうけれども、勤める方にとってはデメリットになるのだろうと思っております、いわゆる半分に減るわけですし、その分給料も減るとい部分で、先ほど83名の方々が円滑に確保できているかどうかというようなことと、それから今回このような形になった場合に、逆に、そこまで目減りするのではちょっとねというような人も出てくる可能性もあるのかと思ったところがあったのでお聞きしたのですけれども、これは受託者側の経営判断になるかとは思いますが、こちらのほうは仕様書を示した中で適正にやってもらおうというのがまず筋論だとは思いますが、ちょっとその辺、本当に思ったぐらい検針員が集まってくるのだろうかという危惧感がありました。

委員長： 伊東上下水道部長。

上下水道部長：おっしゃるとおり、回数が減れば全体の延べ件数が減るとするのはそのとおりであります。

そういった部分につきましても、受託候補者のほうではいろいろと策を考えているような御提案をいただいておりますので、我々も一緒になって確保について、なるべくその影響が少ないような形でできないか協議していきたいというように思っています。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：先ほどの質問で、県内で4市町が隔月検針だというお答えでしたが、なぜ他の自治体が隔月検針を導入していないか、その理由が分かれば教えていただきたいです。

委員長：伊東上下水道部長。

上下水道部長：導入している自治体からなぜ導入したかというような部分については何件か聞いてはおりますが、やっていないところの理由については把握していないところであります。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：やっていないところの理由は把握していないということですが、逆に聞きますが、4自治体しかやっていないのに先頭を切って一関市がやろうというようなそういった経緯を教えてください。

委員長：伊東上下水道部長。

上下水道部長：今回の隔月検針の導入の目的は経費削減ということであります。

水道事業自体が当市についてはかなり営業収支につきましても損失を出している状況であります。

決算では一般会計からの繰入金によって黒字といいますか、収支が整っているような状況であります。そういったものを除きますと営業収支は損失を計上しているような状況であります。

そういった中で、やはりこれから我々として考えなければいけないのは、人口減少に伴ういろいろな水需要の減少ですとか、そういったものにも対応していかなければならないものでありますので、経費をどこまで削減できるかと考えたところで、この隔月検針を選んだということであります。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：経費削減ということでしたが、検針員ですが今現在83人ですけれども、単純に半分くらいが余剰になってくるということで、やはりそういう人たちが次に働く場所を探す

いうことになろうかと思えます。

当然そういった部分について、何かしらの配慮とかそういうことはされたのでしょうか。

委員長：伊東上下水道部長。

上下水道部長：第一義的にはその受託者側と検針員の方との雇用契約というところになるかと思えます。

そちらの企業努力なり経営の方針の中でどこまでどのように採用したりしていただくかという部分については、我々として踏み込めないところはありますが、先ほど猪股委員にもお答えしたとおり、とは言いながら、こちらで示したものでありますのでそういった収入が減少することをなるべく低く抑えられるような方策について、受託候補者、要は今度の委託先と一緒に考えていきたいというように思っています。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：この検針を業務委託ではなく、自前でやっていたら、市の職員ですとほかの部署に配置換えということができるのでしょけれども、委託だとどうしても委託料が減れば検針員も減らさざるを得ないというような状況にあります。

実際、自治体が行うリストラと同じような、委託業者から見ればそういった状況にも取られますので、その影響もどうしてもこれをやるというのであれば、極力少なくするというのも当然自治体の役割と考えていますので、十分そこは配慮していただきたいということでございます。

委員長：岡田委員。

岡田委員：水道事業経営審議会からの答申で、一関市の厳しい水道事業について経費削減ということが求められたというように思っているところでありますが、隔月検針によって先ほど千田委員のほうから大きなデメリットとして漏水の発見が遅れるということでした。

これについて、メーターも市民が確認する方法を取るということを徹底していくというふうなお話でございましたが、それについてはそういった対応策がしっかり取られるのであれば問題はないとは思いますが、やはり改めて確認しておきたいのは、この水道事業について、審議会の方から健全経営という部分について、隔月検針の導入のほかに何か指摘されていることがあれば、この機会に御紹介いただければと思います。

委員長：伊東上下水道部長。

上下水道部長：令和5年10月の答申については、3つとお話をいたしました。

今年度の経営審議会におきましては、水道施設の在り方についても御審議をいただいたところでありまして、例えば施設の統廃合でありますとか、水の需要に見合った容量

を確保するダウンサイジングの方法についても検討をしてはどうかといったような答申をいただいたところであります。

今年度はそのような答申をいただいております。

委員長：岡田委員。

岡田委員：経費節減等、健全経営という部分については、いろいろ努力していかなければならないところだと思いますが、市民生活の向上というところも対応していただければと考えております。

委員長：ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ質疑を終わります。

以上で、水道メーターの隔月検針の導入についての調査を終わります。

次にその他に移ります。

各委員の皆様にも千厩町鳥羽地区の水道設置工事の要望書が届いているものと思いますが、この際に当局から説明をお願いします。

伊東上下水道部長。

上下水道部長：この千厩町鳥羽地区の住民の皆さんからの水道の整備要望についてでございますが、皆様御存じだと思いますが、今度の12月通常会議で一般質問の項目にも通告をいただいている内容ですので、事前の答弁にならない程度で説明をさせていただきたいと思っております。

まず要望書につきましては令和6年10月15日に私どものほうに郵送されました。

その日に受理をしたところでございます。

要望項目事項につきましては、議員の皆様には到着している要請書と我々に届いた要望書については内容的には同じものでありまして、鳥羽地区への上水道の設置工事を早急に進めていただきたいという内容でございました。

要望書には、文面の中には、かねてから市水道工事が不可能との市からの説明があり、井戸水や沢水を利用しているとの記述がございます。

また北ノ沢に整備予定の最終処分場から近く、万が一、地下水が汚染された場合の不安も記述されているところでありまして、そのため最終処分場の建設に先立って、市水道の設置工事を行ってほしいという内容でございました。

我々といたしましては、要望書に記載されている内容を現在調べているところでございます。

かねてから難しいといったような表記もございますので、そういった経過とかについて現在調べている最中でありまして、また要望した方々から、まだお話を直接伺っておりませんので、そういったところも今後、日程調整をしながら要望されている皆様と話

合いをする、話を聴くという機会をつくらなければならないというように考えております。

そういったことを踏まえて、今後その方針を考えていくというような現状でございますので、現状の説明ということで、ここまでとさせていただきますと思います。

御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

委員長：ただいまの説明に対して皆さんから何かありますか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、以上で上下水道部の案件を終了します。

部長をはじめ、職員の皆さんありがとうございました。

職員退席のため、暫時休憩します。

(休憩 14:36～14:41)

委員長：再開します。

次にその他ですけれども、皆さんから何かありますか。

(「なし」の声あり)

委員長：ほかになければ、次の委員会について協議を行います。

今回は、商工労働部の事業の進捗状況について調査をすることとし、日程については12月9日、月曜日は一般質問の3日目の予定ですが終了予定が午後2時頃ということで、一般質問終了後に委員会を開催したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ありませんので、12月9日、一般質問終了後に委員会を開催することとし、商工労働部長の出席を求めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ありませんので、さよう決しました。

議長を通じて、商工労働部長の出席を求めるとします。

以上で、その他を終わります。

本日の予定しておりました案件は、以上のおりであります。

これをもちまして、本日の委員会を終了します。

御苦労さまでした。

(午後 2 時 42 分 終了)